

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都圏新都市鉄道株の資本金等</li> <li>・ 特例措置の内容 資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第9条第6項		
減収見込額	[初年度] ー (▲163)	[平年度] ー (▲163)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] ー		
要望理由	<p>(1) 政策目的 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」（平成元年法律第61号）に基づき、常磐新線（以下「つくばエクスプレス」）を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道株が設立された。</p> <p>つくばエクスプレスは路線延長が58.3km（秋葉原～つくば間）にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費（8,081億円）を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金額（1,850億円）は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	つくばエクスプレスの整備は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。
	政策の達成目標	首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、資本金等の金額の2/3を法人事業税（資本割）の課税標準から控除する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	平成31年3月31日までの5年間延長
	同上の期間中の達成目標	首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、資本金等の金額の2/3を法人事業税（資本割）の課税標準から控除する。
政策目標の達成状況	首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き、資本金等の金額の2/3を法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	1事業者（首都圏新都市鉄道株）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株について、資本割の課税標準を事業規模に見合った額に調整することにより、その安定した経営を持続させることが可能である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本特例措置については、予算上の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成21年度 163百万円  平成22年度 163百万円  平成23年度 163百万円  平成24年度 163百万円  平成25年度 163百万円（見込）</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（資本金等の額） 123,344,200千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。  このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株について、資本割の課税標準を事業規模に見合った額に調整することにより、その安定した経営を持続させることが可能である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本特例措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き、資本金等の金額の2/3を法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度税制改正要望提出（創設）  平成21年度税制改正要望提出（延長）</p>